

～消費者注意情報～

動画で見た「毎月必ず50万円もらえる」話を信じたら…

～情報商材に関する相談が急増中！～

(平成29年10月13日)

相談事例

副業サイトで「簡単に収入が増える」という広告を見て、メールアドレスを登録した。その後、投資で成功したという男性から「私の投資スキルで仮想通貨を運用し、月50万円を必ず分配する仕組みがある。入会すれば簡単に、必ず大金が入る。」というメールや動画が毎日届くようになり、興味を持った。「今から10分以内に入会した人だけに儲かる情報を販売する。」とあったので急いで申し込み、10万円を支払ったところ、情報商材(PDFファイル)が届いた。ダウンロードしたが、内容は仮想通貨の仕組みなどで、書店でも入手できる情報だった。月50万円の分配金をもらえるようになるには、更に40万円のソフトを購入する必要があるという。当初の話と違うので解約しようと思い、事業者へ電話したが呼び出し音のみで誰も出ず、メールをしても返信がない。事業者のサイトには「解約や返金には応じない」と書かれている。(20歳代 女性)

ココに注意!・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 「絶対儲かる」という広告をうのみにせず、冷静に考えましょう!

インターネットで販売されているお金の儲け方などに関する情報を「情報商材」と呼びます。情報商材の広告は「誰でも簡単に」「短時間で」「絶対儲かる」と強調していることが多く、手早く稼ぎたいという消費者心理につけこみます。

しかし、実際は、その情報を得るために高額な支払いが必要だった、広告と購入した情報の内容が大きく異なった、更に追加で支払いを求められたなど、当初の話と違ったという相談が多く寄せられています。

簡単に、短時間で大金を稼げる「おいしい話」はありません。契約を検討する前に冷静に考えましょう。



★ 事業者の表示内容を必ず確認しましょう。安易に契約してはいけません!

インターネット上での契約は「通信販売」に該当し、事業者は、名称・氏名・住所・電話番号や契約条件等の情報を表示する義務があります。まず、その表示内容を必ず確認しましょう。住所や電話番号が省略されていたり、広告では「絶対儲かる」と断言していたのに「必ずしも利益や効果を保証していない」などと違うことが記載されていたら要注意です。

こうした情報商材は、いったん契約すると、事業者へ連絡が取りにくくなることが多く、連絡がついたとしても「既に商品はPDFで提供済み」などと言われて、解約・返金が困難な場合が多く見受けられます。インターネット上で簡単に購入申込みができるからといって、安易に契約してはいけません。

また、儲けたお金で返済すればよいと考え、消費者金融等で借金して購入してしまうと、結局借金だけが残るので絶対にやめましょう。

★ 困ったときは、消費生活センターに相談を!

契約内容に疑問が生じたときや事業者の対応に不審な点がある場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。